平成22年9月10日

業者各位

契約担当官
航空自衛隊第２補給処業務部
会計課長　　小 笠 原

同等品で対応される場合の手続きについて

入札内訳書に「同等品（他社製品を含む）」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行って下さい。

1　同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

2　同等品審査の方法

同等品確認申請される方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」（別添）に、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計課契約班へ提出してください。なお、「同等品確認申請書」は、下記照会先にて配布しております。

3　同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定等」欄に、可否の審査結果を記入したものをＦＡＸにて通知致します。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、下記照会先までお問い合わせ願います。

照会先：航空自衛隊岐阜基地　業務部　会計課　契約班
℡　０５８－３８２－１１０１（内線２８８４、２８８５）